

経営相談コーナー



当センターでは、中小企業者等が抱える経営、金融等様々な問題の相談に応ずるため、**マリオス7階に総合相談窓口を設けておりますので、お気軽にご相談ください。**

Q 顧客情報を取り扱う企業や事業所は、「個人情報取扱事業者」になると聞きました。「個人情報の保護」に関して、企業としてどのような取り組みが必要になるのでしょうか？

A パーソナルコンピュータの普及に伴い、顧客等の個人情報を管理しやすい環境が整ってきた反面、電子ファイルのような形で大量の情報を容易に持ち出すことができるようになりました。このような情報を取り扱う環境の変化に対応するため、2004年に個人情報保護法が成立し、2005年4月から施行されることになりました。

この法律では、「半年間に保有する個人情報5000件を超える事業者を個人情報取扱事業者とする。」としています。個人情報保護法で求められる個人情報取扱事業者の義務は以下のとおりです。

利用目的をできる限り特定しなければならない。
利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない。

偽りその他不正の手段により取得してはならない。

正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

取得したときは利用目的を通知又は公表しなければならない。

利用目的等を本人の知り得る状態に置かなければならない。

本人の求めに応じて保有個人データを開示しなければならない。

本人の求めに応じて訂正等を行わなければならない。

本人の求めに応じて利用停止等を行わなければならない。

苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

従業者・委託先に対し必要な監督を行わなければならない。

また、個人情報取扱事業者に該当する企業に対しては

- ・個人情報の保護方針(プライバシーポリシー)を策定し公表すること。
 - ・外部からの不正アクセスに対する対策、情報管理者の設置、情報の持ち出し防止策などの仕組みを整備すること。
 - ・従業員に対して、情報保護の教育を徹底すること。
- なども、あわせて求められます。

これらはあくまでも企業に求められる最低限の個人情報管理のルールです。もし企業が扱っている個人情報がなんらかの理由で流出したり流用されてしまった場合、慰謝料等の損害賠償が発生する場合もあり、それによる損失も少なくないと考えなければなりません。さらに、情報漏洩が発生したということになれば、何よりも企業の信用問題に関わってきます。個人情報の管理に対しては、個人情報取り扱い事業者に該当するか、該当しないか、に関わらず、「企業や事業者は個人情報を守る義務を負っている。」と考え、社内の個人情報取り扱いルールを決めておくということが大切です。

このような個人情報管理のルール作りを進める基本として、事業者としては次のことを検討しておくのが良いでしょう。

- 1)個人情報の保護に関する社内の仕組みや規程を作り、それを守らせるよう社内に徹底させる。
- 2)個人情報を扱う場所は、社員や訪問者が安易に覗いたり情報を持ち出したり出来るような場所を避ける。さらに管理場所を規定し、入退室の管理も徹底する。
- 3)電子的な外部からのアクセスは、できる限り制限する。また、誰がいつアクセスしたか管理できるようにアクセスログを取るなどして、悪意のあるアクセスに対して早急な対策を取れる仕組みをつくる。
- 4)個人情報の管理はもちろんのこと、社内情報の扱いに対しても従業員に適切な教育を行う。
- 5)業務委託先等の情報共有者の情報管理も社内と同様な体制を取れるよう監督・指導する。(委託先の再委託に関しても同様である)

これらのことは、企業や事業者としての情報管理方法としてはごく当たり前の取り組みと言えます。

個人情報保護法の施行を機に、「個人情報の管理方法」をはじめとする社内の情報管理の仕組みを見直すことが大切でしょう。

お問合わせ先

「経営相談・窓口相談」に関するお問い合わせ先

新事業支援課 TEL 019-621-5070 FAX 019-621-5481

URL <http://www.joho-iwate.or.jp/sodan>

E-mail joho@joho-iwate.or.jp